

○那珂市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱

平成24年8月31日

告示第103号

改正 平成25年5月1日告示第45号

平成27年9月30日告示第114号

(一部未施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の父又は母の就職及び生活の安定に資する資格の取得を促進するために養成機関において修業した場合に、その修業期間における経済的負担を軽減することにより、ひとり親家庭の自立促進を図ることを目的として支給する給付金について、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等技能訓練促進費 (以下「訓練促進費」という。)
- (2) 入学支援修了一時金 (以下「修了一時金」という。)

(対象者)

第3条 訓練促進費及び修了一時金 (以下「訓練促進費等」という。) の支給を受けられることができる者は、養成機関において修学を開始した市内に居住するひとり親家庭の父又は母で現に20歳未満の児童を扶養しているものであって、訓練促進費にあっては養成機関における修学を開始した日 (以下「修学開始日」という。) 以後において、修了一時金にあっては修学開始日及び当該養成機関における養成課程を修了した日 (以下「修了日」という。) において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号) の規定による児童扶養手当の支給を受けていること、又は当該手当の支給要件と同様の所得水準にあること。
- (2) 養成機関において2年以上の養成課程を修学し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められる者であること。

(対象資格)

第4条 訓練促進費等の支給対象となる資格は、次のとおりとする。

- (1) 看護師 (准看護師を含む。)
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) その他市長が適当と認める資格

(支給期間等)

第5条 訓練促進費の支給対象となる期間は、修学する期間の全期間とし、2年を限度とする。

2 訓練促進費の支給は、申請をした日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

(支給額等)

第6条 訓練促進費の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 申請する月の属する年度(4月から7月までに申請する場合にあっては、前年度)の市町村民税が非課税の世帯に属する者 月額100,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円

2 修了一時金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 修了日の属する月の属する年度(修了日が属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)の市町村民税が非課税の世帯に属する者 50,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 25,000円

3 訓練促進費等の支給は、それぞれ同一の対象者について1回限りとする。

(事前相談の実施)

第7条 市長は、訓練促進費等の支給を受けようとする者に対し、訓練促進費等の受給の必要性について確認するため、事前相談を実施するものとする。

(訓練促進費の支給申請)

第8条 訓練促進費の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本

(2) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し

(3) 申請者の児童扶養手当証書の写し又は申請者の属する世帯全員の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年とする。)の**所得証明書**

(4) 第6条第1項第1号に掲げる者にあっては、**市町村民税非課税証明書**

(5) 養成機関の長が発行する在籍証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(修了一時金の支給申請)

第9条 修了一時金の支給を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修学開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)

(2) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

(3) 申請者の児童扶養手当証書の写し又は申請者の属する世帯全員の前年の

所得証明書（修学開始日の属する年の前年（修学開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。）

(4) 第6条第2項第1号に掲げる者にあつては、**市町村民税非課税証明書**（修了日の属する年度の状況を証明できるものに限る。）

(5) 養成機関の長が発行する修了証明書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、修了日の翌日から起算して1月以内にしなければならない。

（支給の決定）

第10条 市長は、前2条の申請があつた場合は、当該申請に係る書類を審査し、支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による支給の決定をしたときは、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給決定通知書（様式第2号）により、不支給の決定をしたときは、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（訓練促進費等の請求等）

第11条 前条第2項の規定により訓練促進費等の支給決定を受けた者は、支給対象となる月の翌月10日までにひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給請求書（様式第4号）に養成機関の長が発行する出席証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があつた場合は、当該請求に係る書類を審査し、支給決定の内容に適合するときは、訓練促進費等を支給するものとする。

（支給決定者の状況の確認）

第12条 市長は、訓練促進費等の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

（支給決定の取消等）

第13条 支給決定者は、第3条に規定する支給要件（次項において「支給要件」という。）に該当しなくなったときは、その事由が発生してから14日以内に、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等資格喪失届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があつたとき、又は支給要件に該当しないことを確認したときは、支給の決定を取り消し、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給決定取消通知書（様式第6号）により、支給決定者に通知するものとする。

（訓練促進費等の返還）

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により訓練促進費等の支給を受けたときは、その者に対し支給した訓練促進費等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

【届出_根拠規範】08_茨城県那珂市_1_1

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第45号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第114号）抄
（施行期日）

第1条 この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（那珂市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置）

第6条 この告示の施行の際、第6条の規定による改正前の那珂市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

【届出_根拠規範】 08_茨城県那珂市_1_1

様式第1号（第8条及び第9条関係）

ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給申請書

年 月 日

那珂市長 様

申請者氏名

㊤

高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日
		個人番号	
住所		電話番号	
養成機関名			
養成機関所在地			
修業期間	年 月 日から 年 月 日まで	養成区分	昼間・夜間
修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・ 作業療法士・その他（ ）		
高等技能訓練促進費等の支給状況	過去に（高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金）の支給を受けたことが（ある・ない）		
備考			

様式第2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

那珂市長

印

ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給決定通知書

高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金の支給について、次のとおり決定したので、通知します。

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日
住 所		電話番号	
養成機関名			
養成機関所在地			
修 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	養成区分	昼間・夜間
修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・ 作業療法士・その他（ ）		
支 給 額	月額 円		
支給予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考			

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

那珂市長 印

ひとり親家庭高等技能訓練促進費等不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金について、内容を審査した結果下記の理由により不支給と決定したので、通知します。

記

不支給とした理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那珂市長に対して異議申立てをすることができます。

また、前記の異議申立てをしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、那珂市を被告として（訴訟において那珂市を代表する者は、那珂市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

【届出_根拠規範】08_茨城県那珂市_1_1

様式第4号（第11条関係）

ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給請求書

年 月 日

那珂市長 様

申請者氏名 ㊦

年 月 日付け 第 号で支給決定のあった高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金について、次のとおり申請します。

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
			個人番号	
住所			電話番号	
養成機関名				
修業期間	年 月 日から		年 月 日まで	
請求金額	年 月 分		円	
支払金融機関	金融機関名		支店名	
	口座の種類	普通・当座	口座番号	
	ふりがな		
	口座名義			

【届出_根拠規範】08_茨城県那珂市_1_1

様式第5号（第13条関係）

ひとり親家庭高等技能訓練促進費等資格喪失届

年 月 日

那珂市長 様

申請者氏名

㊞

高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金の支給について、次の理由により資格が喪失したので届け出ます。

ふりがな 氏名	生年月日		年 月 日
	個人番号		
住所	電話番号		
養成機関名			
養成機関所在地			
修業期間	年 月 日から 年 月 日まで	養成区分	昼間・夜間
修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・ 作業療法士・その他（ ）		
支給額	月額 円		
資格喪失年月日	年 月 日		
支給資格喪失 の理由			
備考			

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

様

那珂市長



ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給決定取消通知書

高等技能訓練促進費・入学支援修了一時金の支給について、次のとおり取り消したので通知します。

ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日
住 所		電話番号	
養成機関名			
養成機関所在地			
修 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	養成区分	昼間・夜間
修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・ 作業療法士・その他（ ）		
支 給 額	月額	円	
資格喪失年月日	年 月 日		
支給資格喪失 の理由			
備 考			

【届出_根拠規範】08_茨城県那珂市_1_1

様式第1号（第8条及び第9条関係）

様式第2号（第10条関係）

様式第3号（第10条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第13条関係）

様式第6号（第13条関係）